

令和7年度食品アクセス全国キャラバン（第2回）（経済的アクセス）質疑応答

事業名等	質問内容	回答者	回答内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品アクセス確保緊急支援事業</li> <li>・食品アクセス確保対策事業</li> <li>・生活困窮者自立支援の機能強化事業</li> </ul>	未利用食品の輸配送経費等に関する補助金について、任意団体は補助対象となるでしょうか。法人格を持つことは要件になっているのでしょうか。	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課  厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室	「食品アクセス確保緊急支援事業」、「食品アクセス確保対策事業」については、法人であることは要件になっておりません。  「生活困窮者自立支援の機能強化事業」は自治体の事業ですが、国の方で事業実施団体を指定していないため、事業実施主体である自治体にお問い合わせください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品アクセス確保緊急支援事業</li> <li>・地域こどもの生活支援強化事業</li> <li>・ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業</li> </ul>	個人で子ども食堂を運営しています。補助金申請は、自治体の許可などを得なければ出来なんでしょうか。	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課  こども家庭庁 支援局 家庭福祉課	「食品アクセス確保緊急支援事業」のうち、「フードバンク等による食品提供の質・量の充実に向けた機能強化支援」というメニューがございますが、こちらは自治体の許可は必要ございません。  こども家庭庁で実施している「地域こどもの生活支援強化事業」につきましては、実施主体が都道府県、市区町村となっております。本事業を実施するには自治体経由で申請していただく必要があります。そのため、活用する際は自治体担当者と相談していただくのが良いかと思います。 一方で、同じこども家庭庁で実施している「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」につきましては、実施主体が民間団体（こども家庭庁による公募により採択された団体）となっております。事業に申請する際は自治体の許可は必要ございません。地域を所管している中間支援法人に申請いただくこととなります。 （令和7年度補正予算分事業採択団体： <a href="https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5b2305ae-2c31-473d-89ec-e8bc0e9cb8a4/b12c781a/20260127_policies_hitori-oya_kodomo-syokuji-koubo_35.pdf">https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5b2305ae-2c31-473d-89ec-e8bc0e9cb8a4/b12c781a/20260127_policies_hitori-oya_kodomo-syokuji-koubo_35.pdf</a>
政府備蓄米の無償交付	こども宅食を行っています。政府備蓄米の無償交付の申請上限回数について、今年度は12回までの追加支援となっておりますが、次年度は5回までということでしょうか。	農産局 穀物課 米麦流通加工対策室	ご認識のとおり、現時点では、次年度は1業者あたり、1申請600kgで年度内に計5回まで、計3tまでの申請を上限として考えています。
「食品ロス削減のためのフードバンク団体等への活動支援に関する手引き」の周知について	消費者庁さんの説明で投函いただいた通知「食品ロス削減のためのフードバンク団体等への活動支援」は、ウェブページに掲載されていないと思いますが、提供いただくことは可能でしょうか。	消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減法制検討室	本文書につきましては、各都道府県・指定都市食品ロス削減に関する窓口担当及び消費者行政主幹部（局）長宛に送付したところであり、ウェブページに掲載しておりませんが、ご入用でしたら、後ほどファイルを送付させていただきます。
生活困窮者自立支援の機能強化事業	規格外の野菜などの食材を生産者から買い上げて、こども食堂などが活用できるようなシステムの構築はないでしょうか。	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室	「生活困窮者自立支援の機能強化事業」の中で、NPO法人等への支援の対象経費として、支援に必要な物品の購入費は認めているところですので、生産者からの野菜の購入は可能です。
支援対象児童等見守り強化事業	こども家庭庁のご説明内容は、今回の資料に含まれていない口頭説明が多分にあったかと思えます。各事業の詳細な説明は、文書等で公開されているか、公開予定になっているでしょうか。	こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課	今回の資料は、概要説明用の資料のため、事業の詳細に関しては、通常その実施要綱を定めて各自治体宛に通知をしているところです。実施要綱をご覧ください、細かな事業のルールの部分をご確認いただければ幸いです。

事業名等	質問内容	回答者	回答内容
地域こどもの生活支援強化事業	<p>自治体として給食のない長期休暇期間中にフードバンクを活用した子育て世帯への食料提供事業を検討しています。「地域こどもの生活支援強化事業 イ」に該当するでしょうか。</p>	<p>こども家庭庁 支援局 家庭福祉課</p>	<p>ご検討ありがとうございます。本事業の目的である、「支援が必要なこどもの早期発見、早期支援」が取れる体制が構築されていることが大前提となります。その上で、今のメニューについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども食堂等であれば、長期休暇期間中に暑さ等対策の整った居場所での集中的な食事の提供</li> <li>・こども宅食やフードパントリー等であれば、長期休暇期間中の集中的な食事の提供</li> </ul> <p>が要件となっております。実施回数等の詳細な条件については検討中のため、今後公表する実施要綱等で確認いただければ幸いです。</p>
その他	<p>現在、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の食育目的の寄附を通じて、「地域こどもの生活支援強化事業」に近い事業、川魚のつかみ取り体験や、大学生や高校生が地元小学生に料理教室を開催しております。この部分を拡幅したいと考えておりますが、既存事業でも、「地域こどもの生活支援強化事業」で補助申請は可能でしょうか。</p> <p>企業がこども食堂へ継続的に食品を無償提供している場合、補助金の直接対象にならなくても、国や自治体の支援制度の中で「取組実績」や「官民連携の好事例」として評価・位置づけられる制度や考え方はあるでしょうか。</p>	<p>こども家庭庁 支援局 家庭福祉課</p> <p>関係省庁</p>	<p>こどもを社会全体で応援する気運を高め、こどもの貧困対策が国を挙げて推進されるようにするための官公民の連携・協働プロジェクトである「こどもの未来応援国民運動」（以下「国民運動」という。）における取組の一つとして、ご質問でいただいたような、企業が食品を提供したいなどといった「支援をしたい」企業とこども食堂等を運営している「支援を受けたい」団体の橋渡しをするマッチング事業を実施しております。マッチング事業の好事例については国民運動HP等において公表しております。詳細については、以下をご参照ください。</p> <p>（参考）国民運動HP：<a href="https://kodomohinkon.go.jp/">https://kodomohinkon.go.jp/</a></p> <p>また、消費者庁及び環境省が実施する「食品ロス削減推進表彰」では、消費者等に対し広く普及し、食品ロス削減・食品寄附促進に効果的かつ波及効果が期待できる優秀な取組を実施した者を表彰することとしており、食品を寄附する企業も募集対象に含まれています。詳細については、以下をご参照ください。</p> <p>（参考）消費者庁「食品ロス削減推進表彰」： <a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/food_loss_award/">https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/food_loss_award/</a></p> <p>その他、農林水産省が実施する「食育活動表彰」では、ボランティア活動、教育活動、または農林漁業・食品製造・販売などの事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰しております。同表彰の教育関係者・事業者部門「企業の部」では、食品製造・販売その他の事業活動に従事されている方による、食育の推進に資する取組が表彰の対象となり、受賞者の取組は事例集として、農林水産省のウェブサイト等で公表され、好事例として広く紹介されています。したがって、こども食堂への継続的な食品提供の取組につきましても、「企業の部」にご応募いただくことが可能です。詳細については、以下をご参照ください。</p> <p>（参考） 農林水産省「食育活動表彰」：<a href="https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/hyousyo/index.html">https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/hyousyo/index.html</a> 第9回 食育活動表彰事例集（企業の部を含む）：<a href="https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/hyousyo/9th/attach/pdf/result-2.pdf">https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/hyousyo/9th/attach/pdf/result-2.pdf</a></p> <p>また、「食品産業もったいない大賞」では、食品産業の持続可能な発展の観点から、（未利用食品の寄付等を含む）食品ロス削減や食品リサイクル等、顕著な実績を挙げている企業、団体及び個人を広く表彰しております。詳細については、以下をご参照ください。</p> <p>（参考） 「食品産業もったいない大賞」について：<a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/ondanka/mottai/mottai.html">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/ondanka/mottai/mottai.html</a> 食品産業もったいない大賞 受賞者インタビュー：<a href="https://www.youtube.com/playlist?list=PLMvvhD9xwvfmR575GXnnI6oX2LyP1p1DK">https://www.youtube.com/playlist?list=PLMvvhD9xwvfmR575GXnnI6oX2LyP1p1DK</a> 第13回 食品産業もったいない大賞 表彰 事例集： <a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/ondanka/mottai/attach/pdf/mottai-205.pdf">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/ondanka/mottai/attach/pdf/mottai-205.pdf</a></p>